

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

○議長 横尾 武志君

2 番、内海議員の一般質問を許します。2 番、内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

2 番、内海でございます。一般質問を通告書に基づきまして行わせていただきます。

まず、件名 1 点目、犬のふん対策についてお尋ねいたします。

全国的にも犬のふん放置が衛生上、環境上大きな問題となっております。これは、飼い主のモラルの問題であることは十分承知しております。しかし、このモラルを期待しても、なかなか犬のふん放置はなくなるのが現状であります。快適な生活環境を保持し、清潔で美しい町づくりを推進する上でも、行政は犬のふん害防止に向けて積極的に取り組む必要があるかと思っております。

そこで、まず要旨第 1 点目として、過去 3 カ年の飼い犬の登録件数及び苦情件数についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、要旨 1 点目について回答いたします。

登録件数ですが、平成 22 年度は 704 頭、そのうち予防接種を受けた頭数が 438 頭、苦情に関しては町長への手紙が 1 件。23 年度は登録件数が 711 頭、予防接種を受けた頭数が 412、苦情等の件数は町長への手紙を含めまして 2 件。平成 24 年度現在までに登録件数は 714 頭、予防接種を受けた頭数が 405 頭、町長への手紙を含めまして苦情等は 5 件でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

今、登録件数ご報告していただきました。登録件数と予防接種の数がこれですと 300 件ぐらい違っているようです。この原因は何かわかりますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

まず、登録件数です。これは狂犬病発生のためという、狂犬病予防に登録されて、飼い犬には必ず生まれてから 1 回は登録をなささいというふうに義務づけられております。ただし、現在、

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

毎年 3 5 頭ずつぐらい大体新しい犬が登録されておりますが、転居するときとか、犬が死亡したときとかの届け出というのは、実はほとんど見受けられておりません。このため登録件数は毎年ふえている状況とはなっておりますが、実際に予防接種を受けるという頭数というのは年々、まあ若干ではありますが減っております。

この大体登録件数に対して 6 0 % ぐらいが予防接種を受けておりますが、残りの 4 0 %、これは予防接種を受けていない犬もおると思いますが、登録をただけで、後は実際にはもう、転居して、いないとか、死亡して、いない、そういった実態との差というふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

今、登録件数と狂犬病の注射の件数が違うということで、私のほうに飼い犬条例というのがございます。これの第 1 条には狂犬病の予防、それから登録を行いなさいというような形が明記されております。それとまた、狂犬病予防法第 2 7 条では、狂犬病の予防を受けなければ 2 0 万以下の罰金を課するというふうなことも明記されております。当然この数値が一致するということが不可能かも知れませんが、3 0 0 件も違うというのはいかがかなという思いがしております。できるだけ正しい数字を把握していただきたいと思っております。

それから、苦情件数、2 2 年度が 1 件、2 3 年度が 2 件、2 4 年度が 5 件ということで、数からいえば大変少なく感じておりますが、この辺については実態と件数、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

実態といたしますか、この苦情の内容に関しては、ふんによる臭いや片づける手間が大変なんだというような、要は個人の家とか庭近くにふんをされて困るという方、そういった方からの苦情が主でございます。それと、犬のふん害条例をつくってくださいというような内容の苦情も来ております。実態に関しては、やはり犬のふんをしていく場所というのが、アスファルトよりも土とか草が生えているところが多いというふうに認識しておりますので、ある程度固まったことが苦情が特に多いというふうに感じております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

私もいろいろ散歩などをいたすんですけども、結構点在しております。それと苦情件数が少ないというのは、もう言っても解決しないのかなという思いの中で何も物申さないのかなという気がしております。現実、通学路とかに大変散乱しております。子どもたちが当然登校をいたします。その登校の折には足に踏みつけると。靴で踏みつけたりするということも見受けております。実際私もちょうど、横断歩道といいますか、2メートル半か3メートルぐらいの歩道の真ん中に3回ほどやりそうな現状を見たことがございます。私片づけて処理しましたけども。

それとか、農家の方からのお話聞きますと、農地にさせるとか、農業用水路にさせると。草刈りをしたり、または農業水路の清掃をするときに大変困っているという話もよく聞いております。

それと放置されたこの犬のふん害ですけども、これについてはどのような形で処理されているでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町のほうで苦情があった場合とか、それとか、そこはその土地の管理者が片づけるというようなことで対応しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

犬のふんというのは乾燥しにくいということで、これ、人畜共通感染症という人体に悪い影響を与えるということはお存じでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

すいません。詳細なことは存じておりません。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

人畜共通感染症ということで、これは動物が持っている特殊なウイルスが飛散して体に入るといようなものでございます。それで、これも人的影響があるということで言われておりますし、長く放置することはいかがかなという思いがしております。それでやはり定期的な巡回等を

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

行って処理をしていただければという思いがしております。

それから次に、要旨第 2 点目として、行政の取り組み、この犬のふん害に対するいろんな活動を含めて、行政の取り組みをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、犬のふん害等の対策につきましては、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的とした芦屋町環境美化に関する条例に基づいて対応しております。同条例の第 3 条には、町の責務として、町は環境美化のために必要な施策を策定し、これを実施するとともにその実施について町民等に対して必要な協力要請を行うものとする規定しております。ほかにも第 4 条、町民等の責務として、町民等は家庭の外で生じさせたごみ等を持ち帰ることが規定されております。このごみ等の中には、これら犬のふん尿といったものが含まれております。また、第 6 条には、占有者の責務として、その占有する又は管理する土地及び建物に適正に維持管理し、みだりに空き缶等ごみ等が捨てられないようにするために必要な処置を講ずるとともに町及び県が実施する施策に協力しなければならないとあります。第 9 条には、清潔の保持として、町民等は公共の場所又個人が所有する場所にごみ等を捨ててはならないとしております。

これらの規定に基づいて行政としての取り組みを行っております。

ただ、議員さんもおっしゃるように、具体的にはなかなかふん害というのが実際にはなくならないという状況は認識しておりますが、我々は苦情があったときには苦情等を受けまして、現場の状況等を確認しに行きまして、看板等の設置をするなど、犬の飼い主の方に対して、啓発をすることが主な取り組みとなっております。

この看板設置のほかには広報による犬の飼い主の方にマナーアップを周知したり、狂犬病の予防注射時にマナー啓発のパンフレット及びふんを持ち帰るためのビニール袋の配布、それと福岡県の宗像遠賀福祉保健事務所が実施しております犬のしつけ方教室というものがございます。この犬のしつけ方教室については、中に、飼い主のマナーアップに関する指導等にも取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

今のお答えの中では、ほとんどが飼い主のモラルに関することといたしますか、啓発物資を配布したり、予防接種の折にパンフレットを配ると。実際、ここにパンフレットがございます。守ら

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

ないかん犬の飼うときの 6 つのルールと、多分このようなことだと思っております。ただ、こういうようなことをしてもなかなか減らないのは現実でございます。

そこで一つ提案をさせていただきたいのが、当然、こういうようなものを片づけたり、また監視する上でも、当然自治区とのかかわりが出てくるのではないかと思っております。それで、自治区または校区単位で、飼い主の方集めて、しつけ教室とか、そういうような形のモラルを守る、そういうようなものの研修会をされてはと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

要は飼い主の方にモラルを上げていただく、マナーアップをしていただくという取り組みは必要かと思っております。今、現在、町の環境美化の推進ということで、実際には行政だけの力では限界があるというふうに感じております。現在、町内のクリーンキャンペーン等主催しております芦屋町地区衛生組織——これは主に、自治区の区長さんがメンバーとなっております町内地区衛生組織がございまして。この組織の活動目的というのは、今の規約では、公衆衛生思想の普及徹底を期し、健康で住みよい郷土の実現を目的とするというふうになっております。これは主に、伝染病予防というような観点で、そもそも地区衛生組織ができたものでございまして。

しかしながら、現在の主な活動というのは、公衆衛生に関することというよりは、環境美化に関する取り組みが主なものとなっております。このため、この規約を見直して、名称も芦屋町環境美化推進委員会というふうに改正することとしております。この委員会は、先ほど申しましたように、自治区の区長さんを初め、婦人会、老人クラブ連合会等の代表者等から構成され、芦屋町の環境美化意識の向上、啓発。それから地域の環境美化活動に関すること。ごみの減量化、資源化の推進に関すること等を活動内容とすることで、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的として、今後活動を行おうというふうに、先日の地区衛生組織の中でも提案しております。

このため、この犬のふん等の問題についても、この会において現状を認識し、問題解決に向けた取り組み等について検討して、いかに住民の方に関心を持っていただくかということを考えていきたいというふうに考えております。また、その中でマナーアップの講習会等々もあわせて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

組織形成も充実した中で、どうぞよろしく願いいたします。

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

それからもう一点は、学校サイドでの取り組みでございます。

学校の道徳やホームルームの時間を活用して、この問題について子どもたちに話し合いをさせ、その中で話の結果を家庭に持ち帰ると。当然家庭では、モラルを含めた中での話をされると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

道徳は確かに大事な教科なんですが、一般的なモラルなり規範意識を高めるという観点では道徳。道徳の授業をしたから、すぐそれが行動に表れると、こういうふうに道徳ではねらいとしてやっております。

ですから、このあたりは議員おっしゃるように、心の教育という観点の中でやっていくということはもちろん意味があると思いますが、目の前にふんが、仮にですね。それよりもふんを取っていくという、犬は出すんでしょうから、それをどう処理するかということが大事なんで、それをどうするかなんで、これは一義的には飼い主の問題だと思っています。ですからこれを道徳でやるという場合に、道徳の場合はご案内のとおり、資料が必要なんです。資料に基づいて授業を進めてまいりますから、今そのような資料はなかなか見当たらない。

芦屋小学校が、重点課題という形で、3年間道徳やりました。これ、芦屋小学校の場合は、自作資料という形で資料をつくらうとしました。その中にも入っておりませんが、そういう資料をどういうふうにつくっていくか。目の前の犬をどうするかという場合、動物愛護等も含めてそういう資料はもしかしたらあるかもわかりませんが、直接ふんをどうしようかという話にはならないというふうに思っています。

ですから、そのあたりはすぐ、じゃあどうだという話になかなかありませんけど、少し校長会当たり、そのあたりは検討はしてみますけども、なかなかいい資料はないんだろうなど。ただ、動物愛護協会かなんかあるか知りませんが、そういうところにそういう資料があるのかどうなのか。適切なものがあるかどうかは調査してみようと思いますが、もし、ご存じならば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

確かにふんを片づけるとかそういうようなものは難しいと思いますけども、当然、飼い主というのは今の現状では家族の一員という捉え方がされているようでございます。それで当然、子ど

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

もたちも飼っている生徒もおると思っております。その中でそういうような話題をすることによって、学校でも子どもたちもこういうことを気をつけているんだなという、家庭の中での波及効果というのが生まれるのではないかなという思いがしたわけですから、ちょっとお尋ねしたわけでございます。

どうぞご検討よろしく願いいたします。

それから次に、ふんの放置対策事業ということで、イエローカード作戦というのがございますがご存じでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

看板等が全体に黄色い色紙で、ふんを持ち帰りましょうとか、ふんは迷惑ですというような、希望された方に啓発看板をお渡しして、それを自分の所有している土地とか建物、道路とかに張るようなことを言われてあると思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

これは多くの自治体で取り組まれております。それはどういうことかといいますと、まず、自治区とか団体との協定を結び、町と行政と団体、自治区との協力関係の中で、まず自治区がイエローカードを設置回収、そしてふんの後で回収と、まず、ふんを発見したら黄色いカードといいますか、小さいカードなんです、これをガムテープで張るとか、割り箸をさしてそこに置くとかいうことで、住民の目に触れさせるような形でございます。そして 3 日から 1 週間程度たつてまた巡回し、新しいふんが見えたらまた同じような旗を新たに置くと。そして 1 カ月をめぐり、今度は旗の回収とふんの回収をやっていくということを順次繰り返すそうでございます。これを行うことによって、自治体の総体的な実施におけば大体 8 割の自治体が効果があったという回答がっております。

それから、ふんの減少割合が 50%から 74%ということで、実際そういうような効果も見えておりますので、ぜひご検討願いたいと思います。

それで、私もよく町民の方にお話しするんですが、散歩とかしていても、犬の実態を見るけども、なかなか注意ができないと。要するに注意すればけんかになるといいますか。だから何か、腕章かなんかでももらえないじゃろうかと、自分がこういうような形で見回りでの使命を受ければ物が言いやすいんだがなということも、よくご発言として聞いておりますので、その点もご検

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

討よろしくお願ひいたします。

では、要旨 3 点目でございます。独立した犬のふん害防止に関する条例の制定についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、犬のふん害防止に関する条例の制定についてということで、現在の芦屋町環境美化に対する条例、これにはごみ等というような表現になっております。このごみ等の中の等の中には、一般の廃棄物をいうというふうに規定をしております。この一般の廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第 2 条に、「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、動物の死体、その他の汚物又は不要物であつて固形状又は液状のものをいう。」というふうに規定してあります。

このため、犬等のふんに関しましても、このごみ等の等に含まれているため、現在では環境美化条例に基づいて対応していきたいというふうに考えております。この条例には、町民等の責務、それとか清潔の保持、ごみ等の適正処理、それと環境美化促進重点地域の指定及び土地の占有者等に対する勧告、そして罰則に関する規定がございます。現在の環境美化条例で犬のふん害等の対策も十分と考えております。実際には対策が十分と考えておりながら現状ではなかなか対応ができてないというのは、そこに大きな課題があるとも認識しております。

犬に関する条例に関しましては、芦屋町には先ほど議員も申されました飼い犬条例がございます。この条例の第 4 条には、飼い主の遵守事項として、「飼い主は、道路、公園広場、その他の公共の場所及び他人の土地建物等を汚物で汚し、又は損傷することがないようにする」というふうにあります。

これら、環境美化に関する条例と飼い犬条例も含めまして、ふん害防止に関する条例化についても、先ほど申しました新たな芦屋町環境美化推進委員会において検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

確かに言われますように、芦屋町環境美化条例に関する環境に係る条例、それから、飼い犬条例、これにはそういうようなことがうたわれております。環境美化条例には、ごみという捉え方でされております。ただ、先ほどから申し上げますように、ふん害という害という捉え方、ごみ

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

という捉え方と害という捉え方では若干違ってくると思っております。先ほどから人畜共通感染症という人体に悪い影響もありますよという話も出ておりますので、ぜひとも罰則を含めた中での独立した犬のふん害防止に関する条例の制定をお願いしたいと思います。

なぜかといいますと、平成 22 年 9 月に芦屋橋等の、釣り禁止条例というのが制定されました。従前は芦屋橋、祇園橋、いろんなどころで釣りが放置されておりましたけども、この条例を制定することによって、監視体制を強化し、または芦屋橋では防御策も講じられております。それで、今の現状では大変少なくなったような現状を私は感じております。

そのようなもので、条例を制定することによって、やはり取り組み姿勢も違うだろうし、また、住民に対する周知も違って来るだろうと思っておりますので、ぜひ先ほどから言われています地区衛生協議会等でご検討をお願いいたします。

続きまして、2 点目の微小粒子状物質 PM2.5 についてお尋ねいたします。

一昨日、熊本県では中国の大気汚染の原因物質の一つである微小粒子状物質 PM2.5 が、荒尾市では 1 立方メートル当たり 110 マイクログラムということで、国が定めた 1 日平均 1 立方メートル当たり 70 マイクログラムを超える可能性があるということで、全国 8 つある注意喚起の情報を県内全市町村に流され、当然、このことによって市民の中からは、健康への不安やいろんなものといえますか、洗濯物そのものを考え、県や市に 200 件を超す問い合わせが相次いだと報じられております。

芦屋町でも他県のことでないような気がしております。

今から、中国大陸から黄砂が飛来いたします 3 月から 5 月には、この黄砂に運ばれた PM2.5 の濃度が高くなり、健康への影響が懸念されております。環境省の見解では、まだ具体的な対応について課題が残っているということも答弁されておりますので、今の現在、わかる範囲でよろしいですのでご回答ということをお願いいたします。

まず要旨第 1 点目、大気汚染の原因物質の一つである微小粒子状物質 PM2.5 が人体に及ぼす影響についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、微小粒子状物質 PM2.5、以後略させて PM2.5 というふうに言わせていただきたいと思います。今、議員さんもおっしゃられたように、現在、国・県等から、この PM2.5 に関しての詳しい指示とか基準とか考え方、対処の仕方というのは今現在まだ来ておりません。実際には、PM2.5 に関しては、マスコミのほうの報道が先行しているということで、一昨日の熊本の注意喚起に関しても、国としては具体的な指示というのはまだ明らかになってい

ない中であるということで、ニュースで取り上げられているというふうに感じております。

今から説明いたします内容につきましては、環境省のPM2.5に関する専門家会合の報告書に基づいて回答させていただきます。

微小粒子状物質PM2.5とは、大気中に浮遊する粒形2.5マイクロメートル、これは1マイクロメートルが約1000分の1ミリという非常に小さな粒子のことをいいます。従来から環境基準を定めて対策を進めてきておりますこの粒形10マイクロメートル以下の粒子である——これは今までは浮遊粒子状物質というふうに言っておりますけれども、浮遊粒子状物質よりも小さな粒子で発生源によりさまざまな粒形のものが含まれていると言われております。

地域や季節、気象条件等によって、その組成が変動するとも言われております。PM2.5は、物の燃焼などによって直接排出される一次生成と言われるものと、環境大気中での化学反応により粒子化したもの、二次生成というものがございます。一次生成粒子の発生源としましては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等の人為起源のもの、さらには土壌、海洋、火山等の自然起源のものや、環境汚染による影響、また家庭内でも喫煙や調理、ストーブなどから発生するというふうに言われております。

次に、二次生成粒子の発生源としましては、火力発電所、工場、事業所、自動車、船舶、航空機、家庭などの燃料燃焼によって排出される硫黄酸化物、窒素酸化物のほかに溶剤、塗料の使用時や石油取扱施設からの蒸発、森林などから排出される揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光やオゾンと反応して生成されるという、この2つの種類で発生するというふうに言われております。

お尋ねの健康への影響についてでございます。PM2.5の粒子というのは、非常に小さく、髪の毛の太さの約30分の1程度と言われております。このため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患のリスクの上昇が懸念されているということで、この中では懸念というような表現になっております。また、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されているというふうな表現になっております。

また、PM2.5の濃度の環境基準、先ほど熊本では100マイクログラムということで、70マイクログラムを超えたので注意喚起というふうになっておりますが、この環境基準、人の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準ということで、平成21年9月に、1年の平均値が15マイクログラム立方メートル当たり以下、かつ1日平均値、これは35マイクログラム、これは1立方当たりです。以下であるというふうに環境省で定められております。環境省が平成25年2月に設置した微小粒子物質に関する専門家会合では、健康影響が出現する可能性が高くなると予想される濃度水準として、注意喚起のために暫定的な指針となる値を1日平均値

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

70 マイクログラム、これはもう、つい先日、2月に70 マイクログラムと定められております。ただし、呼吸器系や循環器系の疾患のある人、小児や高齢者などでは個人差があるということが大きいというふうに考えられておりますので、これより低い濃度であっても健康影響が生じる可能性は否定できないというふうにされております。

この暫定的な指針となる70 マイクログラムについては、今後、新たな知見やデータの蓄積等を踏まえて必要に応じて見直しを行うこととされております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ありがとうございました。

私のほうの得た情報、大体同じような中身で、私がなぜこれを聞いたかといいますと、要するに実際のこういうふうな捉え方と、我々がメディアでしかなかなか情報を得ることができませんので、その辺、いかに住民の方々に説明する上でも、正確な情報が必要だということでお聞きさせていただきました。

それから次に、要旨の1点目、情報収集と住民に対する周知方法についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、先ほども申しましたが県に確認したところ、現在のところPM2.5に関する情報についてはマスコミが先行しております。国からの指示及び説明もないために、我々のところ、市町村までに、周知徹底というのが今の現在できておりません。このため、自粛を前提として県も対処しているということで、あくまでそういった回答、問いに対して回答がっております。

町としては、具体的な周知方法または対処について、国等からの指示を待っておる状況ですが、町のホームページにおいて、県の大気情報のリンク、情報をお知らせするようなホームページを今アップしております。

また、PM2.5の情報については福岡県が県内10カ所に常時測定地を設置しております。ほかには福岡市が8カ所、大牟田市が2カ所、久留米市が今月中に1カ所、それと北九州市が3カ所、25年度からは5カ所になる予定です。合計24カ所。現在、PM2.5ほか高化学オキシダント等の測定局を設置して、北九州を除いた18カ所については、24時間速報を行っております。今、申しましたように芦屋町のホームページでも、この18の測定値が見れるようなホームページにリンクを貼っているところで、そういったことで周知をしていきたいというふう

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

に考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

今、県内では約 58カ所といたしますか、測定局がございまして、そこで一応調査されているようでございます。それで芦屋町のホームページで今 18 というお話がございました。子どもたちが通学する時間帯、大体 7 時ですかね、7 時からということで。それで私が心配しているのが、いかに早く町民の方々にこの情報を流してやるかという、そういうようないろんな、パソコンとか持っている方、インターネットをつないでいる方については得ることができるでしょうけども、なかなかそこまで線が繋がっていない方については厳しいと思っています。

それで、やはり家庭、特に子どもたちに対しての注意喚起を促すためにも、早い情報収集が必要ではないかという気がしております。確かに国からの明確な指針がないということで当惑されている部分もあるかと思いますが、実際熊本でも既にこういうような事態が起こっております。やはり、芦屋町としても連絡体制といたしますか、そういうようなものを構築する必要があるのではないかと考えております。

それで、昨年ですか 11 月に、芦屋町地区防災計画というのが見直しがされております。

この中の第 3 章で第 2 節情報の収集伝達で、高化学オキシダントの伝達方法が明示されております。これによりますと、いろいろな県からの県環境局環境汚染課大気係から芦屋町の環境住宅課に連絡があり、それから総務課、教育委員会ということで連絡網が記載されております。それで、高化学オキシダントと、この PM2.5 というのは若干ちょっと異なりまして、オキシダントというのは、どちらかといいますと化学反応で起こって、病医的にも喉の痛みとか目の痛みということで、肺がんまで至るような部分ではございません。これに沿っての形での巡視というのは行われるわけでしょうかちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

先ほど説明いたしましたか、県内には 24カ所の測定値、それと 24 時間速報しているのがそのうち 18カ所ということでございます。

それと今のご質問の、高化学オキシダント注意速報の発令時の連絡体制ということで、この高化学オキシダントの発令が、県が発令する場合と、近くでは北九州市が注意発令する場合と、2カ所が発令するというを想定しております。議員さんがおっしゃったように、県が発令さ

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

れた場合には、環境住宅課の環境衛生係にまず一報がまいります。それで環境衛生課のほうから教育委員会、教育委員会から各小学校、幼稚園に連絡していただくようになっております。それから福祉課のほうに環境住宅課のほうから連絡して、福祉課から各保育所、幼稚園に注意していただくと。それと住民向けには広報車等を使ってするようにしておりますし、場合によっては総務課と協議をして周知方法を検討するということが現在の連絡体制となっております。

また、北九州市が発令した場合には、北九州市から一旦県に報告が行きます。その県から宗像遠賀保健福祉事務所のほうに連絡がいて、芦屋町の環境住宅課、それから環境住宅課に来たら今と同じような流れで周知するというふうに考えております。

まだPM2.5に関しては、ここの注意報の発令、あくまで70マイクログラムというのが暫定の注意喚起の基準値というふうになっておりますので、具体的にどうなるかというのはまだ県のほうでも確定しておりません。

ただ、県のほうに聞いたところだと、この高化学オキシダントも環境基準値の2倍になったときに注意報を発令するというふうになって、この注意報を発令してこういう連絡体制ができております。

このため、PM2.5にしても、国の環境基準35マイクログラム、これが倍になったのが先月2月に基準値で示されました70マイクログラムです。この70マイクログラムを超えたときには、恐らくこの高化学オキシダントと同じような考え方で注意報が出るのではないだろうかという見解でございました。ただこれはまだ、県のほうもあくまでも臆測のところではございましたので、まず連絡体制等については、参考になるのは高化学オキシダントの連絡体制というのは参考になるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

できるだけリアルタイムといいますか、県のほうでも1時間単位で情報提供しておりますし、北九州は13年度から実施すると、福岡市のほうでももう既に実施されております。そのような情報が当然入手できるわけですから、できるだけ早い時期での対応をお願いしたいと思っております。

それと、熊本のほうでもこれが発令されたことによって、多くの問い合わせがあったということを知っております。それで芦屋町のほうではこの窓口はどこが行われる予定でしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

このPM2.5のまずは情報と収集とか、そういった啓発に関しては環境住宅課でございます。
以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

当然、住民の方々健康問題、農作物、いろんなものに対する不安も持っておられると思います。当然横の連絡は十分とっていただいて、窓口の一本化といいますか、十分な対応をよろしく
お願いしたいと思っております。

それから、一つご提案なんですけど、今、これを防御するために、マスクが必要だということが
よく言われております。

それで、インフルエンザとは違って、ちょっとこれは高価なものになります。調べましたら
1つが大体500円から高いもので1万円ぐらいします。よく町長、教育長は、芦屋の子どもは
芦屋で育てろということをよく明言されております。当然子どもたち行く末長い子どもでござい
ます。我々年金の部分も見合ってもらわなければいけない部分もございします。ぜひともこのマス
クの提供をですね。まあ概算で計算しても100万ちょっとかなというような思いがしておりま
す。できたらこのようなものをご検討していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

実のところ、PM2.5というのは、最近のテレビでよく中国の件で私も拝見して、今回内海
議員が一般質問されるということで、いろいろ。

これ、最近、急激にですね、先ほど来より課長からお話がありましたように、最近マスコミに
どんどん取り上げてテレビに出てくるということでございますんで、今、すぐどうなのかという
ことは、まだまだ行政として取り組むには、まだちょっと色々な情報が不足しておりますし、町
でございますんで県とのいろんな協議もございしますでしょうし。

きのうのテレビですか、厚生省の環境大臣政務官が知事と福岡市長と北九州市長と、この問題
についておいでになられて協議されている場面がちょっとあったわけでございますが、実は、先
日日曜日、環境大臣政務官の公明党の秋野公造先生が、参議院議員がおいでになられて、まあこ
れは、別にこれとは関係ないんですけど、夏井ヶ浜崩落、ごみ問題、砂の堆積等々の視察という
ことで、議長、私と副町長、所管課長、日曜日ずっとご案内申し上げて陳情申し上げたんです
が、その折にちょっと立ち話で、この件、たまたま環境大臣政務官ということでお話申し上げたんで

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

すが、今、国のほうでもこのことについていろいろ精査しておりますということで、国のほうからいろんな指針が出ろうかと思えます。ちょっとまだ正確なことが国・県から来ておりませんので、それが来てから、今、内海議員ご提案のことはですね。まあちょっと内部でいろいろ検討しようかということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2 番 内海 猛年君

確かに情報不足といいますか、まだまだ環境省のほうでも明確な回答出しておりませんので即答は難しいと思っております。

それともう一点、これも臆測なんで……環境省が自治体へのこの測定器の設置を求めるということの文書が出ておりました。それで石原環境相が、地方公務員の給与を削減する見返りとして交付税を活用し、防災とか減災の対応に 5,000 万円を上乗せする枠があると。これを利用してこの測定器を設置してはどうかという案が出ております。それでまだまだ市町村には流れておりません。これ 1 基 500 万ぐらいする。なんか北九州では 2 基で 400 万という話を聞いておりますけども、環境省のほうでは 500 万円ぐらいの設定費用がかかるということでございます。先ほど言いましたように、まだ未知の世界も十分ございますので、その辺もちょっと考慮していただければと思っております。

最後になりますけども、町民の方々が安心して生活できるように、正確な情報収集に努め、早くわかりやすい情報を住民に伝えていただき、住民の方々が心配しないような形での対応をお願いしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、内海議員の一般質問を終わります。